



十情審答申第2号

平成27年11月25日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 今 井 正



十和田市情報公開条例第20条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年6月11日付け十市政第236号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

- ・ 第10回全国B-1グランプリin十和田事業の予算要求書及びそれを積算した全  
ての資料の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 審査会の結論

十和田市長が、「第10回全国B-1グランプリin十和田事業の予算要求書及びそれを積算した全ての資料」を非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成27年5月1日、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定により、十和田市長（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる2件の開示請求を行った。

- (1) 第10回全国B-1グランプリin十和田事業の予算要求書及びそれを積算した全ての資料（以下「本件請求①」という。）
- (2) 過去開催地における事業費額（以下「本件請求②」という。）

2 本件決定

実施機関は、平成27年5月15日、本件請求①及び本件請求②に対して、次のとおり理由を付して、条例第12条第2項の規定により、非開示決定を行った。

- (1) 本件請求①の非開示決定（以下「本件決定①」という。） 十和田市情報公開条例第8条第4号に該当（具体的な理由：予算編成過程の情報は、市の内部における検討に関する情報であって、これを公にすることにより、予算編成事務における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の予算編成事務に支障をきたすおそれがあるため。）
- (2) 本件請求②の非開示決定 公文書不存在により非開示

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年5月21日、非開示決定のうち本件決定①を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号の規定により、異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 第10回全国B-1グランプリin十和田事業の予算は、既に議会で可決公表されており、その詳細である予算要求書を開示しても、今後の予算編成事務に支障をきたすおそれはない。
- (2) 異議申立人は、開示請求書を提出する前に担当課の確認を得て、担当課の指導のもと開示請求書を記載しており、請求は開示出来るものでの解釈で提出したもので、担当課における事務に瑕疵があった。
- (3) 予算要求書について、最終的な意思決定がなされたものではないと実施機関は主張しているが、議決されたら最終的な意思決定にあたる。
- (4) 予算要求書において、議決した部分については、一部開示でも開示すべきで、議決に関わらない部分は、いわゆる黒塗り対応すべきである。
- (5) 実施機関は、条例第8条第4号に該当するため非開示としたとしているが、議決した予算のどの部分がどのように当該規定に当たるのかを具体的に説明し、理解を得るべきである。
- (6) 公表と開示請求は別物であり、請求のあった部分は開示すべきである。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 第10回全国B-1グランプリin十和田事業の予算に限らず、予算要求書は、議会に提出する予算案を作成する前のたたき台に該当するものであり、予算要求書に検討及び調整を行ったものが予算案である。予算案は、既に議会に

提案及び可決され、その内容は公表されているため、予算要求書と対比することにより、検討及び調整の有無を含めた予算査定の内容を特定することができるようになる。

予算査定の内容が明らかになると、特定の利害関係人等から、いわれなき非難や誤解等をされるおそれがあり、当該おそれを避けるため、予算査定の場において、担当者等の発言が萎縮し、その結果、自由で率直な意見交換が困難になり、予算編成事務に影響を及ぼすこととなる。

よって、予算要求書は、公表された予算に係る予算であっても、条例第8条第4号に該当し、非開示とすべきものである。

- (2) 本件請求①に係る公文書（以下「本件公文書①」という。）において、非開示情報以外の部分は予算要求書の様式のみとなり、これは十和田市予算会計規則で公表されており、当該開示請求の趣旨が損なわれているため、条例第9条第1項による一部開示の規定には該当しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

- (1) 条例は、その第1条にあるように、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として、制定されたものであり、その解釈及び運用に当たっては、その第4条に明記されているように、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする定められている。

一方、この公文書開示請求権は、絶対的で無制限な権利ではなく、条例第8条の規定が置かれていることから明らかなように、公文書開示請求において、請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他団体の

権利利益及び公益との調和を図る必要がある。

したがって、公文書を開示するかどうかの判断は、あくまでも、請求された公文書に記録されている情報が、条例第8条各号に規定された非開示事項に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

よって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、条例第8条各号の文理及び趣旨に従い、本件決定①において実施機関が開示としたことが妥当か否かについて判断するものである。

- (2) 条例第8条第4号は、「市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が記載されている公文書については、実施機関は当該公文書の開示をしないことができると規定しており、同号は、意思形成の過程における情報であって、開示することにより市等の事務事業に係る審議、検討又は協議に支障が生ずるおそれのあるものが記録されている公文書は、非開示とすることを定めたものである。

同号の運用に当たっては、審議、検討又は協議の途中の段階にある情報を開示することによる支障が生ずるおそれについて、法的保護に値する蓋然性があるかどうかを判断する必要がある。

## 2 争点

実施機関が、本件請求①について条例第8条第4号に該当することを根拠に本件決定①を行ったことに対して、異議申立人は、第3の(1)に掲げるように本件公文書①は同号には該当しないという主張のほかに、第3の(2)から(6)までに掲げるように種々の主張をしているが、第3の(2)に掲げる主張については担当

課における事務の瑕疵に関する主張であり、当審査会で判断すべき主張ではなく、また、第3の(3)から(6)までに掲げる主張については異議申立人の主たる主張である第3の(1)に掲げる本件公文書①の同号への該当性の判断に影響を与えるものではないため、個々に判断する必要がないと判断した。

したがって、本件の異議申立てにおける争点は、第3の(1)に掲げる本件公文書①の条例第8条第4号への該当性とする。

### 3 条例第8条第4号への該当性について

- (1) まず、本件公文書①の本号に規定する「市の内部における審議、検討又は協議に関する情報」への該当性について検討する。

当審査会が、本件公文書①を見聞したところ、実施機関が主張するように予算案作成のためのたたき台となる資料であり、この資料を基に検討及び調整を行い、予算案を作成していることが確認でき、「市の内部における審議、検討又は協議に関する情報」に該当することが認められる。

- (2) 次に、本件公文書①の本号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」への該当性について検討する。

異議申立人は、議会で可決及び公表された予算については、その詳細である予算要求書を開示しても、今後の予算編成事務に支障をきたすおそれはないと主張している。

しかし、議会で可決及び公表された予算であったとしても、その検討及び調整の内容が公になれば、その検討及び調整の結果、不利益を被る特定の利害関係人等からの有形無形の圧力等を受けることが予想される。

そして、その有形無形の圧力等を受けることを避けるため、予算要求書作成担当課においては当たり障りのない予算要求をし、予算査定担当においても当たり障りのない予算査定を行うということになり、予算編成事務に支障

が出ることも予想される。

また、議決した部分のみを開示した場合においても、非開示部分とされた部分については検討及び調整が行われたこと自体は公にされるため、同様の支障が生ずることが予想される。

(3) したがって、予算要求書は、予算案作成の途中段階のものであり、開示することによる弊害があると認められ、本件公文書①を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### 4 その他

異議申立人及び実施機関は、第3の(2)から(6)まで及び第4の(2)に掲げるように種々主張するが、第5の2の記載のとおり、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上により、第1の記載のとおり、判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

年月日	審査の経過
平成27年6月11日	・実施機関から諮問書の受理
平成27年6月19日	・実施機関に対して理由説明書の提出依頼
平成27年7月1日	・実施機関から理由説明書の受理
平成27年7月3日	・異議申立人に対して理由説明書の写しの送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成27年8月11日	・書面審理 ・実施機関の補足説明

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成27年度第1回審査会)</p>
平成27年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関の補足説明</li> <li>・ 審議</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成27年度第2回審査会)</p>
平成27年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議</li> <li>・ 答申</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成27年度第3回審査会)</p>

(参考)

十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役職名等	備 考
今井 正	弁護士	会長
高井 伸二	大学教授	
竹ヶ原 克哉	司法書士	職務代理者
福士 勝子	保育園長	
益川 百合子	商工団体女性会役員	